

ニュースレター

November 2017

For further information, please contact:

Chew Kherk Ying
+603 2298 7933
KherkYing.CheW@WongPartners.com

Eddie Chuah
+603 2298 7939
Eddie.Chuah@WongPartners.com

日本語でのお問い合わせは井上まで:
Yoko Inoue
+65 6434 2605
Yoko.Inoue@bakermckenzie.com

雇用者はリスクを抑えるために何をすべきか？

1. 雇用契約書を定期的に見直し、必要な保護がなされていることを確認する。
2. 雇用契約書中の秘密情報保護の条項を確認し、秘密情報を明確に現在の事業環境に沿うよう定義する。
3. 秘密情報保護違反が重大な結果を招くことを従業員に通知する。

ソフトウェア開発会社が元従業員に対する賠償請求で勝訴

主要ポイント:

- 知的所有権、不法行為および雇用関連法に影響を及ぼす画期的判決
- マレーシアにおける最初の司法判断による著作権譲渡
- マレーシアで認められた最初の営業秘密侵害差止 (springboard injunction) の一つ
- 重大な責任を委ねられた従業員は、受認者として高度の忠実義務を負う

秘密情報は、企業に競争上の優位をもたらしてくれる。この事実は、現在の急速な進化と競争が進む世界のテクノロジー企業やソフトウェア企業にとっては自明の理である。その一方で、技術革新に伴いビジネスはオンラインに移行し、従業員は容易に機微情報にアクセスできるようになったため、新しい発明や知的財産資産の保護は一筋縄ではいなくなっている。

果たしてマレーシアにおける現行の知的財産法および雇用関連法は、このような脅威からテクノロジー企業を十分に守れるのだろうか？

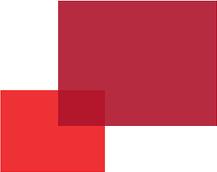
本書では、Juris Technologies Sdn Bhd and Natsoft (M) Sdn Bhd v Foo Tiang Sin & 5 Ors 事件において、クアラルンプール高等裁判所が下した最近の判決について紹介する。この事件は、マレーシアの知的所有権、不法行為および雇用関連法における、上記の問題の克服に向けた大きな一歩を明確に示している。

原告側 - Juris Technologies Sdn Bhd および Natsoft (M) Sdn Bhd - の代理人は、当事務所のパートナーで知的財産・紛争解決実務グループを率いる Chew Kherk Ying と、紛争解決実務グループのパートナーである Eddie Chuah が務めた。

事件の内容

被告側は、まだ Juris Technologies (Juris) に勤務している間に競合事業を立ち上げた。彼らは雇用中に、原告側のソフトウェアから得た秘密情報を利用し、競合する一連の新しいコンピュータソフトウェアプログラムを構築した。そのソフトウェアが出来上がり、競合事業が成長すると、彼らは段階的に退職し、原告側と競合し始めた。

Juris は早急に実質的証拠を集める必要があった。一方的命令の執行により、当事務所は被告側が所有するラップトップや携帯電話を押収することができた。科学捜査専門家の助けを借りて 2 か月にわたり行われた証拠開示手続によって、被告側が退職後も原告側の秘密情報を不正に取得し、原告側のソフトウェアを自分たちのラップトップに保持していたことが判明した。さらに当事務所は被告側の携帯電話から裏づけとなる WhatsApp メッセージを抽出し、これが陰謀および共謀の動かぬ証拠となった。



提起された訴訟原因には、著作権侵害、ソフトウェアアーキテクチャー侵害、秘密漏洩、信義違反、信託違反、共同謀議および違法な営業妨害が含まれていた。

マレーシアの法律への影響

2017年9月6日、高等裁判所は原告側に有利な判決を下した。裁判官である Datuk Wong Kian Kheong JC は、重要な先例となる判決を下した。

1. この時代において、たとえあらゆる活動が営業時間外に事業所の建物以外で行われていたとしても、従業員たちは依然として「雇用されている」とみなすことが可能である、と裁判官は述べた。これは現在の従業員の就業形態（パートタイム、在宅勤務など）を考慮した重要な進展であり、今後の不法行為、知的所有権および雇用に関する訴訟全体に影響を及ぼすと思われる。
2. 全ての従業員が（忠実義務を負うことに加えて）**受認者の立場**にあるわけではないが、重大な責任を委ねられた従業員（取締役に限らない）は受認者として高度な忠実義務を負っている、と裁判官は述べた。それゆえ、雇用主は不正を働くこのような従業員に対抗するため、秘匿された利益の賠償請求、捜索、不当利得の返還など、あらゆる種類の救済を受ける権利があるとした。
3. したがって裁判官は、被告側が Juris に雇用されていた間に開発した全てのソフトウェア（原告側のソフトウェアを侵害していたかどうかを問わない）を原告側へ譲渡するよう命じた。このような**司法判断による著作権譲渡**がマレーシアで命じられたのは、本件が初めてであった。
4. 裁判官はさらに、被告側が雇用主の秘密情報およびソフトウェアを違法に取得した時点で得たあらゆる優位性を否定する、**営業秘密侵害差止 (springboard injunction)**も認めた。営業秘密侵害差止とは基本的に、被告側が雇用主と同様の業務に従事することを数年間にわたり禁じるものである。本件は、マレーシアで営業秘密侵害差止が認められた最初の事件の一つである。
5. 裁判官は、ソフトウェア業界において知的所有権**資産は主要な企業資産である**という事実についても認定した。情報およびソフトウェアのコピーや移転が容易であることを考慮して、裁判官は業界に「正当な」メッセージを送るため、懲罰的、加重的および追加的損害賠償をもって被告側を罰した。かかる損害賠償は、実質的損害賠償、不当利得の返還および終局的差止命令に追加して裁定された。本件は知的所有権裁判所による最も攻撃的なメッセージの一つとなっている。

*本ニュースレターの原文は、[こちら](#)からダウンロードできます。

www.wongpartners.com

Wong & Partners
Level 21
The Gardens South Tower
Mid Valley City
Lingkaran Syed Putra
59200 Kuala Lumpur

©2017 Wong & Partners. All rights reserved. Wong & Partners is a member of Baker & McKenzie International, a Swiss Verein with member law firms around the world. In accordance with the common terminology used in professional service organizations, reference to a "partner" means a person who is a partner, or equivalent, in such a law firm. Similarly, reference to an "office" means an office of any such law firm.

This may qualify as "Attorney Advertising" requiring notice in some jurisdictions. Prior results do not guarantee a similar